

令和3年度 就学援助制度のお知らせ

柏市では、お子さんが小中学校で楽しく勉強できるよう、経済的な理由でお困りのご家庭に対し、お子さんの学用品費や学校給食費などの一部を援助する制度を設けています。

就学援助制度を希望される方は、このお知らせをお読みのうえ、学校へお申し込みください。

なお、就学援助制度は年度ごとの認定になりますので、既に認定となっている方も、引き続き就学援助制度を希望される場合は、必ず学校へお申し込みください。

1 就学援助が受けられる方

柏市、我孫子市、流山市、野田市、松戸市に住所のある児童生徒の保護者のかたで、次のいずれか一つに該当する場合は、柏市で就学援助を受けることができます（住所がその他の市区町村の場合は、裏面連絡先までお問い合わせください）。

- 生活保護を受けている小学校6年生または中学校3年生のいる世帯（修学旅行費のみ援助します。就学援助受給申請書の提出は不要です）。
- 生活保護の停止や廃止などで学校へ納付する費用の負担が困難になった場合。
- 児童扶養手当（ひとり親家庭、親以外のかたが養育者の家庭が対象の手当）を受給している場合。
- 生活保護に準ずる程度の収入（世帯の前年の収入額が下表程度）のため生活が困難である場合。

※前年の収入額が下表を超えるが、令和3年1月以降に失業、転職、病気等の理由により現に生活が困難となっている場合も審査により就学援助が受けられる可能性があります。

※現在、就学援助を受ける必要のない方も、年度途中で失業、転職、病気等の理由により著しく収入が減少し、就学が困難になった場合には、随時申請が可能です（令和4年3月1日まで）。

2 認定基準額の例

世帯構成	世帯全員の総収入額		世帯構成	世帯全員の総収入額	
	持ち家	借家		持ち家	借家
大人 1人 小学生 1人	約218万円	約288万円	大人 2人 小学生 1人	約291万円	約361万円
大人 1人 小学生 2人	約299万円	約369万円	大人 2人 小学生 2人	約355万円	約425万円
大人 1人 小学生 1人 中学生 1人	約320万円	約390万円	大人 2人 小学生 1人 中学生 1人	約376万円	約446万円
大人 1人 中学生 1人	約239万円	約309万円	大人 2人 中学生 1人	約312万円	約382万円
大人 1人 中学生 2人	約341万円	約411万円	大人 2人 中学生 2人	約396万円	約466万円

※令和3年度の認定基準額は、平成25年4月の生活保護基準を基に算出することとしており、世帯構成（人数・年齢等）や持ち家・借家等によって異なります。上表は母子加算を除いた且安額です。

※世帯全員の総収入額とは、就学援助を申請した年の前年の家族（世帯）全員の所得控除前の賃金等の支払い金額の合計のことです（手取り額ではありません）。

3 申請方法

- (1) 就学援助を希望される方は、「令和3年度 就学援助受給申請書」に必要事項を記入のうえ、**直接学校に提出してください。**
生活保護受給中のかたは提出不要です(修学旅行前に振込口座の確認を行います)。
- (2) 申請理由によって必要な添付書類があります(詳しくは申請書をご確認ください)。また、審査のために別途必要な書類があるときは、後日提出をお願いすることがあります。
- (3) 1つの学校で1枚の申請書提出となりますので、小学生と中学生のお子さんがいるなど、就学している学校が異なる場合は、それぞれの学校へ申請書を提出してください。

4 申請にあたっての注意事項

- (1) 収入・所得の有無に関係なく、事前に所得税・住民税の申告または年末調整を行ってください。
- (2) 申請書の記入漏れや添付書類に不備があると審査が滞り支給時期に遅れがでる場合がありますので、提出前に再度書類の確認をお願いします。
- (3) 生活保護受給状況、世帯状況や振込口座等、申請内容に変更があった場合は必ずご連絡ください。
- (4) 年度途中の申請の方は、基本的に申請日の翌月の初日(申請日が月の初日の場合は申請日当日)が認定決定日になります。

5 就学援助費の内容

※令和3年3月の柏市議会で予算が可決された場合の内容です

支給項目	小学校	中学校
新入学学用品費(新1年生で4月認定者のみ、前年度に入学準備金の支給を受けたかたを除く)	51,060円	60,000円
学用品費(新1年生)	年額 13,230円	年額 25,040円
学用品費(新1年生を除く)	年額 15,500円	年額 27,310円
修学旅行費 (該当学年で実施前の認定者のみ)	交通費・宿泊費・見学科等の実費 (見学科は上限額3,000円)	交通費・宿泊費・見学科等の実費 (見学科は上限額5,500円)
校外活動費(林間学校) (該当学年で実施前の認定者のみ)	交通費・宿泊費・見学科等の実費 (見学科は上限額2,000円)	交通費・宿泊費・見学科等の実費 (見学科は上限額5,500円)
給食費	免除	
医療費	学校保健安全法で定められた疾病(虫歯、中耳炎、結膜炎など)について、学校から治療指示があった場合、治療費(保険診療の自己負担分)が援助されます。	
P T A会費	実費(上限額3,450円)	実費(上限額4,260円)
入学準備金(10月~3月に認定中の小6のみ)	60,000円	※小学校入学予定者(年長園児)のための入学準備金は、小中学生とは別の申請書が必要です(用紙配付は11月を予定)。

※その他、日本スポーツ振興センター災害共済の掛金が免除されます。

6 就学援助費の結果通知および支給

- (1) 教育委員会で審査を行った認定結果を、後日学校を通じてお知らせいたします(収入審査の方の認定は前年所得確定後の6月中旬以降になります)。
- (2) **提出期限**までに申請した方で、1学期中に結果通知がない場合には、お問い合わせください。
- (3) 認定された方には、後日、上表の該当する金額について、申請書に記載の口座へ振り込みます(ただし、学校納付金の滞納等がある場合には学校長口座に直接振り込むことがあります)。

【支給予定時期の目安】

※支給予定時期は、個別の審査状況により、前後する可能性があります

- ・学用品費…1学期ごとに3期に分けて支給(7月、10月、2月を予定)
- ・入学準備金…2学期学用品費と同時支給
- ・P T A会費…3学期学用品費と同時支給
- ・修学旅行費、校外活動費(林間学校)…実費確認後、2学期以降に支給